

大阪弁護士会ニュース 第24号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2014年11月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただくが、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話ください。

無料電話相談・面談相談

06-6364-1248 (大阪弁護士会総合法律相談センター)

受付電話 (受付時間 月曜日～金曜日 9時～20時 土曜日 10時～15時30分 年末年始・祝祭日を除く)

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/soudan/>

※「被災者、避難者向けの法律相談を希望」と受付にお伝えください。その後、お名前とお電話番号をお聞き取りし、担当弁護士より土、日、祝祭日を除く3日以内に折り返しお電話するようにいたします。

面談による法律相談をご希望の方は、その旨を法律相談担当弁護士にお伝えください。なお、相談場所は原則大阪弁護士会館とさせていただきます。

日弁連第57回人権擁護大会プレシンポジウム

～「広域避難者の安定した住宅保障はどうあるべきか」～

平成26年9月6日、原発事故・東日本大震災により関西へ避難をしている人達に対する住宅支援について考えるシンポジウムが開催されました。

【その1 基調報告】

兵庫県弁護士会の津久井進弁護士から、避難者への住宅支援の現状と問題点が次のとおり報告されました。

関西地区には平成26年7月4日現在で3,694人の避難者がいる。避難者が最も不安を感じ・困っていることは、「住まい」の問題である。避難者の多くは、「みなし仮設住宅」という公営住宅に住んでいる。住宅の供与期間は、原則2年で、その後延長は1年ごとという運用がなされている。

1年ごとの延長決定は、期間満了の直前になることも多い(例えば、大阪府は、「平成26年3月まで」であった供与期限を1年間延長する決定を、平成26年1月28日にした。大阪府営住宅の避難者は、1月28日になるまで4月1日からの住まいが確定せず、生活の予定が立てられない。また、そもそも1年ごとの延長の制度で、1年先にどこに住むのか分からないようでは、仕事も決められないし、子の進学先も決められないのであり、生活の再建ができない。福島県は、「平成27年3月まで」の供与期限の、「平成28年3月まで」の延長依頼を、平成26年5月に避難者受入先の都道府県にしたが、現在でも、受入先の自治体の殆どは供与期限を延長しておらず。避難者は大変不安な思いをしている。

【その2 避難者の声】

近畿各地の避難者の方5名が避難生活の実情を話しました。

①【息子と避難してきた女性】「子の命を守るため必死の思いで大阪に来た」、「住宅支援がなくてはこの生活は続けられなかった」、「1年後ここに住んでいられるかわからないし、仕事を見つけるのは大変」、「震災前の生活を取り戻したいと思って必死に頑張っている」と話した。

②【娘二人と京都に避難している女性】、「子を守りたいと思って、必死の思いで(京都に)来た」、「住宅の無償提供の期間が終わると、生活がさらに苦しくなる」、「原発事故からの復興には長い長い時間がかかる、根をはって暮らしたい」、「平成27年3月までの(住宅の無償提供の)延長が決まるかどうか大変不安でときどきしていた」、「住宅の無償提供がなくなったらどうする?と他の避難者にも聞いてみたが、『どこで生活すればいいかわからない』、『子どもの学校が心配』、『福島県には戻りたくない』と言っていた」と話した。

そのほかにも、子の健康を守りたくて必死の思いで関西に来たという心情、住宅の無償提供がなくなれば、避難者の生活は経済的に更に苦しくなること、などの声が寄せられました。

【その3 パネルディスカッション】

パネリスト：古部真由美さん (まるっと西日本)
逢澤直子さん (おいでんせえ岡山)
津久井進弁護士 (兵庫弁護士会)

ご自身も避難者である古部さんは、避難者が避難元からも避難先からも理解されないことが辛いと話されました。例えば、避難元の親、親戚から「二度と戻ってくるな」と言われたり、また、避難先の関西の公営住宅で、自治体の担当者から「もう復興したでしょう?」と言われたことをきっかけに退去した避難者の例も紹介されたとのこと。古部さんは、受け入れ自治体と住民に、震災や原発事故について理解してもらうことが必要だと話しました。他方で、逢澤さんからは、「おいでんせえ岡山」では東北だけではなく関東からの自主避難者を積極的に受け入れてきたことや、岡山市では平成25年度から「お試し住宅」として市営住宅を6か月間無償で提供しその間に定住先を探すという取組みがなされていることが紹介されました。岡山では、自治体が定住・移住支援の施策を展開し、「おいでんせえ岡山」のような民間団体と連携して、避難者支援をしているそうです。関西でも、兵庫県三木市は、独自の支援策として入居から5年間の無償支援をしているし、奈良県も期限を決めずに住宅の無償支援をしています。また、提供期間の延長決定も、京都府のように早々に延長決定をする自治体もあれば(京都府は平成26年7月の時点で平成28年3月までの延長を決めました)、提供期間満了直前にならないと延長決定をしない自治体もあります。受け入れ自治体によって避難者に対する住宅支援のあり方が大きく異なることが、パネルディスカッションで浮き彫りになりました。

【まとめ】

そもそも災害救助法は、災害直後における応急的救助的措置を定めたものであり、救助期間としては比較的短期が想定されている。東日本大震災、原発事故後3年半を経過してもいまだ復興街づくりの方向性が定まらず、被災地での住宅再建ができていないという事態、原発事故の収束さえまみならず、帰還の目途すらたないという事態は、現行の災害救助法の想定を超えたものである。避難が長期化せざるを得ないこの現状に対しては、1年ごとの延長の制度では避難者支援として不十分であり、供与期間の相当長期化が必要である。そのために新たな制度を創設するべきである。



原発賠償関西訴訟のご報告

9月18日、大阪地裁にて原発避難者関西訴訟（大阪訴訟）の第1回期日が行われました。
当日弁論を担当された弁護士と、意見陳述をされた原告のお二人からメッセージをいただきました。
第2回期日は、12月4日午後2時から行われます。一般の方の傍聴も可能（抽選）ですのでぜひ傍聴にお越しください。

金星姫 弁護士

法廷では、まず、原告3名が意見陳述をされました。原告団代表の森松明希子さんは、「20年後のあなたへ」と題した子どもたちへの手紙を読み、国や東電の「知らせない・調べない・助けない」という過ちが人権を蹂躪していることを訴えました。第2次原告の方は、3.11被災当時の様子を述べ、子どもたちの健康被害の不安を今も抱え続けていることを訴えました。太田歩美さんは子どもの健康被害を考慮して避難指示区域外から避難したことを述べ、区域外からの避難者についてもその被害に目を向けてほしいと訴えました。

続いて、弁護団による弁論（提出した書面の内容のプレゼンテーション）を行いました。

まず、矢吹弁護士が、「福島第一原発事故が被害者から奪ったもの」と題して、訴状のプレゼンテーションを行いました。福島第一原発事故によって放射性物質が拡散してしまったことにより、健康被害に対する恐怖を持ち続けていることや、避難することを巡って家族や地域社会と軋轢が生じてしまっていること等を述べました。

続いて、難波弁護士が「国・東京電力の責任」と題して、訴状のプレゼンテーションを行いました。福島第一原発の構造や、水素爆発に至るまでの経緯を述べた後、国と東京電力が、地震対策・津波対策・過酷事故対策の3つの対策を怠ったために、今回の事故が起きたということ等を述べました。

最後に、私が、「避難の社会的相当性」と題した、原告準備書面1の内容のプレゼンテーションを行いました。過去の放射線被ばく事故の歴史や、被ばくの危険性、国際的に認められているLNT仮説という考え方、法律の定め方などからすれば、ごく僅かな被ばくでも危険であり、被ばくを避けようとする避難することは極めて合理的な行動だということ等を述べました。

そして、期日の終わりに、金子弁護団長が意見陳述をし、法廷が割れんばかりの拍手で溢れました。

金子弁護団長の意見陳述のとおり、この裁判は、単なる金銭賠償の裁判ではなく、原発被害者の完全救済と被害者全員の「個人の尊厳」を取り戻すための裁判です。原告のみならず、現在、放射線による健康被害への不安や、先の見えない避難生活に対する不安でいっぱいだろうと思います。

まだまだ未熟者の私ですが、弁護団の一員として、少しでもみなさんの胸に希望の光を灯せるよう尽力しますので、ともに頑張りますよ！

原告団代表 森松明希子さん

私は福島県郡山市から子ども2人を連れて母子避難を続けています。

多くの方々に支えられて、無事第1回期日を終えることが出来ましたことに心から感謝申し上げます。

2011年3月11日、東日本大震災に遭遇し、目の前にいた生後5ヶ月の娘の命を守るのが精一杯だった私が、まさか3年半後の今、大阪地方裁判所の大法廷に立って、「避難の権利（避難する権利・とどまる権利・帰還する権利）」が憲法上の権利であると認めてくださいと意見陳述することになるうとは、想像もしていませんでした。

傍聴券の抽選に並んでくださるための皆さんの長蛇の列、そして声援、拍手の後押しのお陰で、緊張と重圧が一気に「ちから」に変わりました。法廷ではしっかりと自分の言葉で裁判長に意見が言えたと思います。実際の法廷で私は、「裁判長、人の命や健康よりも大切にされなければならないものはあるのでしょうか？私は、放射線被ばくから免れ、「命を守る」行為が「原則」であると考えます。」と一番最後に裁判長の目を見て意見を述べて参りました。

裁判官は、しっかりと私たちの声を受け止めて下さったと信じています。判決に期待したいと思うのです。

昨年9月に提訴を終えて以降、避難者が「真実の声」をあげることに對して、誹謗中傷よりも、私は多くの後押しと、さらなる本当に「今」必要な避難者支援を受けていると感じることのほうが多いです。原子力災害の被害の実相を明らかにすることに対する社会の関心や共感はとても温かく大きなものを感じています。きちんと「伝える」ことで避難者の現状がより明らかになり、ニーズにマッチした具体的な支援につながるのだと思うのです。

避難者が声をあげることは本当に大切だと思うのです。それは、他のだれでもない、避難という選択をしてきた私たち避難者にしか出来ないたった一つの貴重な「避難という体験に基づく事実」だからです。お一人で孤立し、絶望しておられる多くの避難者・被害者の方々が全国に「原発避難者」「隠れ避難者」としておられると思います。その方々ともつながることが出来ますように・・・原子力災害の被災者全ての方々が、声を上げることが出来ますよう、願っています。

最後になりましたが、出会った多くの方々に温かく、そしてしっかりと支えて頂けますことに心から感謝です。ご支援下さる皆さま、弁護団の先生方、そして原子力災害の被害の実相を明らかにし、被害者全員の救済に関心を寄せて下さる全ての皆さまに心から感謝を申し上げます。今後ともこの裁判のゆくえをご一緒に見守り、原子力災害を国難としてともに受け止め、最後までともに歩んでくださいますよう、よろしくお祈り申し上げます。

「ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来」

原告 太田歩美さん

1. 避難してからの葛藤

私は茨城県水戸市から避難しています。茨城県でも地震や津波の被害があったこと、原発事故の影響があることを、避難先では理解されないことが多いです。ゆえに説明すること自体にも気後れするため、避難しているということを周囲に話すことはできるだけ控えてきました。

それに、私もそれ以前に、避難を選択したこと自体に自分自身が、自信を持てず、揺らいでいる部分があったので、周囲に話すことはしなくなりました。というのも、放射線による健康被害は、いつ症状が出るかわかりませんし（数年後なのかもしれないし数十年後かもしれません）、また、誰にでも出ることも限らないと推測されます。それなのに、地元の友人・知人、親姉弟とも離れてまで、そして仕事を辞めてまで、避難する意味があるのか？しかし、もし将来何らかの健康被害が出たら？そのときになって後悔しない？危険の可能性を感知していたのに、それを見送ってしまった自分を責めない？最悪の場合に備えるべきではないか？・・・と。

そんなふうに、自分で自分に、犬の尾を喰うて回るがごとの堂々巡りの問答をする日々です。それは頻度は減ったものの、3年半以上経った今でも変わりません。放射線の被害の可能性を考えると地元には帰れない、帰らないほうがいい、と頭では理解しています。しかし心情的には故郷に帰りたいのです。だから理性と感情との間を、行ったり来たりしています。よって、避難していることを周囲に話すことはほとんどなかったです。

2. 原告になった理由

そのような自己問答をしつつも、なぜ原告の一員になったかという、このままでは何も無かったことにされてしまうと思ったからです。私のような避難指定区域外・福島県外から避難した者は、黙っていたら何の被害もなかったことにされてしまう。それだけは避けたい。仮に、周囲に分かってもらえなかったとしても、自分から動いていくしかない、と思ったからです。

当初、茨城県からの避難だから原告に入れてもらえないかもしれない、と不安を抱いていましたが、幸いなことに原告に入れてもらえて安心しました。

3. 意見陳述をする決心

その後、意見陳述をやらぬか、との打診が担当弁護士さんからありました。福島県外でも被害があることを知ってもらいたい機会だと思い、お引き受けしました。しかし、福島県の人ですら、被害をちゃんと認められていない現状なのに、ましてや茨城県からの避難者である自分が意見陳述などしたら、「神経質だけじゃない？」と、かえって反感を持たれて、裁判に悪い影響が出るのではないかと不安も一時よぎりました。その不安を福島県から避難している友人に相談すると、「そんなこと言ったら、福島県からの避難の私だって『神経質』って言われているよ。だって、今も福島で普通に暮らしている人達がいるんだもん。それに、福島県以外の地域の方がむしろ放射線汚染度が高いところがあるっていうことが現実なのだから大丈夫」と励ましてくれました。おかげで不安が薄れました。

そして弁護士さんと、意見陳述に関する打ち合わせを重ねるうちに、意見陳述に対する不安は更に減っていきました。というのは、普段とても多忙な方々であろう四人が、何回も時間を割いて手弁当で頑張ってくれている、その事実を目の当たりにしたからです。「味方がいる」と感じられて、励まされました。そうこうして、期日の前々日に最終原稿が出来上がりました。

4. 陳述が出来上がったけれど・・・

しかし、最終原稿が出来たその晩に、帰宅してからもう一度原稿を見返したところ、どうしても入れた文章が出てきてしまいました。それは、今回の原発事故が起こったのも、原発政策に無関心だった自分たちのせいだというくだりを入れたくなったのです。「自分は騙された、知らなかった」と被害者の面しか主張しないということであれば、また同じことが起こりかねないと思ったからです。だからこそ、自分の責任部分を入れたくなったのです。

そんな訳で、決定稿を直したい旨を前日になって私が言い出したので、弁護士さんたちは大変だったと思います。御迷惑をおかけしました。嫌な顔ひとつせず、直前まで意見を出し合っただけで、原稿直しにギリギリまで付き合ってください、ありがたかったです。

結局、最終的に原稿が出来上がり読み合わせをしたのは、当日の淀屋橋駅前でのチラシ撒きも終わった後の、お昼過ぎでした。

5. 期日当日の法廷

法廷の内側に入ったのは初めてでした。緊張しましたが、担当弁護士さんが隣に座って時折話しかけてくださったので、緊張が和らぎました。私が陳述するのは3番目でした。1番目・2番目の人の話を聞いていて、避難の過程の、あまりの大変さに聞いていて泣けてきてしまいました。

特に2番目に話された方の、避難所で配られた、最後になるかもしれない、ひとつのおにぎりを小学生のお子さんと譲り合っていた話は、お母さんと子どもの、お互いを思いやる美しさ、切なさに涙しました。原発事故さえなければ、こんな理不尽な目に遭うこともなかったろう、と思うと余計泣けてきました。また、2番目の方の「安全だと言うのなら、国や東電の人は現地に住んで欲しい」という意見も、実際に自分がそんな目にあったら相手に対してそう思って当然だよなぁ、と自然に思えました。

そして、2番目の人の話に興味が冷めやらない状態のまま、私の順番が回ってきましたが、「ゆっくり、裁判官に語りかけるようにね」と事前にアドバイスいただいたことを思い出しながら、話しました。自分が陳述し終わるなり、あの部分はもっと、こう言えば良かった、とか、こういう文章も入れるべきだった、と反省点はありますが、終わって安堵しました。

6. 報告集会

中之島公会堂の会場に入って、その人の多さにびっくりしました。これだけの数の人が関心を持って、裁判を見守り続けている、ということを実際に目で実感できるというのはすごいことですね。この熱気を裁判所に、ひいては社会に伝播していければ、いい方向に向かうのではないかと、と希望が持つことができました。

7. 終わりに

避難指示区域でもなく、福島県外からの避難である私ですが、今回意見陳述して裁判所に直接訴える機会をいただきました。それは、今回の事故は一部の地域だけの被害ではなく、関東も含む広い範囲の被害であることを、弁護団も、多くの人に広く知ってもらおうという意図で、私を選んでくださったのだと思います。

原発事故の影響を恐れて避難している人たちは福島県の人に限りません。今は世間で被害と認められなくても、今後、被害が被害と認められるよう、また、自分のような思いをする人が生まれないう、私のできることをやっつけていきたいと思います。

ちよっと一息

～OSAKA 光のルネサンス 2014～

今年で12回目を迎え、中之島の風物詩となっている「OSAKA 光のルネサンス」。最大の見所は、中之島公園を中心に各所で展開されるイルミネーションです。全長約150mにわたるイルミネーションアーケードをはじめ、中央公会堂のマッピングやバラ園での妖精をイメージしたイルミネーションなど、趣向の凝らしたさまざまなイルミネーションが全て徒歩圏内で鑑賞できます。この他にも、ヨーロッパのグルメをテーマにした飲食店が集まる「光のマルシェ」や、コンサート等のイベントも催されており、ゆっくりと時間を掛けて楽しむことが出来ます。冬の思い出作りに中之島を訪れてみてはいかがでしょうか。

日程：12/14（日）～12/25（木）

時間：17:00～22:00

※日程及び時間は、イルミネーション又はイベント毎に異なります。詳しくはHP

(<http://www.hikari-kyoen.com/coreprogram/renaissance>) 等でご確認ください。

アクセス：地下鉄・京阪「淀屋橋」駅から徒歩1分
地下鉄「北浜」駅から徒歩5分

